

柏市交通政策審議会イメージ図（案）



地域公共交通部会		
	地域公共交通活性化協議会	地域公共交通会議
根拠	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条	道路運送法施行規則第9条の2
目的	地域公共交通網形成計画の作成及び実施について必要な協議	地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項、市町村運営有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項、その他これらに関し必要となる協議事項
今年度の協議事項	公共交通空白不便地域の対応について	予約型相乗りタクシー「カシワニクル」の事業計画変更案について
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する道路管理者 ・公安委員会 ・公共交通事業者等 ・公共団体が必要と認める者（学識者、利用者） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方運輸局長 ・一般旅客自動車運送事業者 ・一般旅客自動車運送事業者の組織する団体 ・住民又は旅客 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体